

務第1038号
会第1161号
平成16年11月22日

各所属長殿

岐阜県警察本部長

独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊への職員の派遣に関する要綱の制定について

職員を独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊の隊員として派遣する場合の取扱いについては、「国際協力事業団青年海外協力隊への職員の派遣に関する要綱の制定について」（平成7年12月15日付け務発888号、会発第630号。以下「旧要綱」という。）により運用しているところであるが、国際協力事業団の名称変更に伴い、別添のとおり要綱を制定し、平成16年12月1日から運用することとしたので通知する。

なお、旧要綱は廃止する。

別添

独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊への職員の派遣に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人国際協力機構(「JICA」という。)が実施する青年海外協力隊(以下「協力隊」という。)の隊員として警察職員(以下「職員」という。)を派遣することに関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 JICAが実施する協力隊への職員の派遣は、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」(昭和63年岐阜県条例第5号。以下「派遣条例」という。)第2条の規定に基づく派遣とする。

(応募の承認)

第3条 職員は協力隊の隊員募集に応募しようとするときは、あらかじめ、応募承認申請書(別記様式第1号)により警察本部長(以下「本部長」という。)の承認を受けなければならない。

2 前項の申請をしようとする職員の所属長は、当該職員に応募に関する意見書を本部長に提出しなければならない。

3 応募の承認、不承認の決定通知は、応募承認(不承認)決定通知書(別記様式第2号)により本人に通知するものとする。

(応募の承認基準)

第4条 本部長は、承認申請が次の各号のいずれかに該当するときは、不承認の決定をするものとする。

(1) 現に従事している職務と協力隊の隊員として従事しようとする職務とに関連がないとき。

(2) 職員としての勤務年数が応募の申出時点において2年未満であるとき。

(3) 勤務成績が良好でないとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、本部長が協力隊への派遣を不相当と認めるとき。

(選考試験結果等の報告)

第5条 第3条の規定による承認を受けた職員は、JICAの実施する選考試験の結果が判明したとき又は応募を取りやめたときは、速やかにその旨を選考試験結果(応募中止)報告書(別記様式第3号)により本部長に報告しなければならない。

(派遣の申請)

第6条 第3条の規定による承認を受けた職員が協力隊の選考試験に合格し、この要綱による協力隊への派遣を希望するときは、派遣申請書(別記様式第4号)に合格通知書の写しを添えて、本部長に提出しなければならない。

2 前項の申請をした職員の所属長は、当該職員が派遣されることに関して意見書を本部長に提出しなければならない。

(派遣の決定)

第7条 本部長は、前条の規定により提出された申請書及び意見書を受理したときは、JICAと協議の上、派遣の適否を決定し、その結果を派遣適否決定通知書(別記様式第5号)により当該職員に通知するものとする。

(派遣期間等)

第 8 条 協力隊に派遣される職員 (以下「派遣職員」という。) の派遣期間 (出国日から帰国日までの期間) は、 3 年以内で派遣に必要な期間とするものとする。

2 出国前に訓練期間がある場合は、当該期間は出張扱いとするものとする。

3 帰国後に帰国手続期間がある場合は、当該期間は年次休暇とするものとする。

(派遣期間中の給与)

第 9 条 派遣職員には、派遣条例第 4 条に規定するところにより給与を支給するものとする。

2 派遣条例第 4 条第 3 項に基づき給与の支払いを受ける者は、派遣職員の収入により生計を維持する者又は親族等の中から派遣職員が指定する者とする。この場合において、派遣職員は、別記様式第 6 号により当該指定の届出をしなければならない。

(人件費補てんの事務)

第 10 条 派遣職員に係わる J I C A の人件費補てんの請求、受入れ等に関する事務は、派遣職員の所属と総務室会計課が協議して行うものとする。

(活動状況等の報告)

第 11 条 派遣職員は、その期間中、 3 月に 1 回派遣先での活動状況等を本部長に報告しなければならない。

(書類の経由)

第 12 条 職員がこの要綱の規定により本部長に提出する申請書等は、所属長を経由して警察本部警務部警務課長に送付しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

【別記様式省略】